

Office News

November, 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

スマホへのマイナンバーカード機能の搭載について

令和2年11月10日、「第4回 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」が開催されました。

このワーキンググループでは、令和2年6月に行政のデジタル化に向けた33項目の課題をまとめ、年末に結論を出すべく議論を行っているところです。

今回の会議では、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、公金受取口座の登録、及び運転免許証のデジタル化について議論が行われました。会議に出席した菅総理大臣は、次のようにコメントしています。

●スマホへのマイナンバーカード機能の搭載については、マイナンバーカードを使いやすくするために極めて重要な課題である。また、本人が同意すれば、住所情報を持っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に、銀行が直接、照会・確認ができるようにすることで、引っ越した場合に銀行への住所変更が不要になる。これらについては、通常国会で法改正を行い、令和4年度中の実現に向けて準備を進めて欲しい。

●運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録して一体化することも、利便性を大きく向上させるものである。これにより、免許更新時の書類の提出や、講習がオンラインでできるなどのメリットも生じる。令和8年中という現在のスケジュールから少しでも前倒しをし、実現すべく、検討をお願いしたい。

●今、必要なのは変化に対応するスピード。33項目の課題については、今後5年間、すなわち令和7年度末までに必要なデジタル・トランスフォーメーションを完成させる。

今後、行政のデジタル化に向けた検討がさらに加速していく模様です。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
来月の末に退職をする社員から、今まで取得せずに残っている有給休暇をまとめて申請してきました。

有給休暇を使われると、業務の引き継ぎが出来なくなります。この場合、有給休暇を全てを取得させなければいけないのでしょうか？また、有給の買い取りは可能でしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
ご質問の年次有給休暇については労働基準法で定められており、有給休暇を請求する権利は、労働者に認められた権利です。そのため、労働者が有給休暇を請求したときは、原則として労働者が指定した日に与えなければなりません。

しかし、業務が忙しい時期に一齐に有給休暇を取得されるとは、会社も困ります。そこで、労働者が請求した時季に休暇を与えると、事業の運営に支障をきたす場合には、他の時季に振り返ることが出来ます。ここで言う「事業の運営に支障をきたす場合」とは、労働者の所属する事業場を基準にして、事業の規模、内容、作業の繁忙、代行者の配置の難易、他に有給休暇の請求者がいるかなど、総合的に考慮して判断しなければなりません。

有給休暇の買い取りは、原則として禁止されていますが、労働基準法の基準を超えて付与している場合で、その基準を超える日数については買い取っても構いません。また、退職時に使いきれなかった有給休暇は、本人の同意があれば、買い取っても法律違反とは言えないとされています。



今月の実務スケジュール

- 年末調整書類の配布および回収
- 冬季賞与査定のための人事評価面談
- 年賀はがきの手配
- 得意先への年末挨拶訪問の予定調整
- 御歳暮の準備、発送



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX：072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com